

登米市財政健全化中期行動計画

令和元年11月12日

1 策定の趣旨

現在、第3次登米市行財政改革大綱(計画期間：平成28年度～令和2年度)の取組(以下「第3次行財政改革」という。)において、「協働による持続可能な行財政運営の構築」を基本理念として掲げ、「協働によるまちづくりの推進」「持続可能な財政運営の推進」「効率的な行政運営の推進」の3つを基本方針として、行財政改革に取り組んでいます。財政運営においては、第3次行財政改革の着実な推進とともに、財政健全化基本指針及び長期財政計画の下、適正な財政規模への移行に向けた取組を推進してきました。

しかしながら、本市の財政は、当初予算編成において財源不足により財政調整基金の多額の取り崩しが毎年続いており、数年後には財政調整基金の枯渇が懸念される状況にあること、令和3年度からの普通交付税一本算定による大幅な減額が見込まれていること、地方債残高が税収の約7倍に相当する約540億円にまで膨らんでいること、今後、近年実施した公共施設の整備に係る地方債の償還が一斉に開始されることが見込まれていること、平成30年度決算の将来負担比率が県内自治体中の最高水準である95.7%にまで一挙に上昇するなど、非常に厳しい状況となっており、より一層の歳入確保と歳出削減の取組により、財政の立て直しを図ることが喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、直ちに取り組まなければならない緊急的な対策を、より具体的な行動計画(アクションプラン)として取りまとめ、職員一人一人がこれらの課題について当事者意識を持って捉え、全職員が一丸となり目標達成と財政健全化に向けて取り組むこととします。

2 計画期間

令和元年度から令和5年度まで

3 目標

財政調整基金に頼らない財政運営の構築⇒基金残高25億円の堅持

4 財政健全化に向けた取組

本市の厳しい財政状況を踏まえ、以下の方針の下で財政健全化の取組と身の丈に合った持続可能な財政の確立を目指します。

(1) 市単独事業の見直し

国・県等からの財源の裏付けがない一般財源による市の単独事業は、聖域なく見直します。

①国の基準、県内他市及び類似団体の水準を超えて実施している事業がないか、本来国や県が行うべき事業を市が単独事業として実施しているものはないか、

全ての市の事業を点検・精査し、超過して実施しているものがあれば廃止を含め、抜本的に見直します。

また、類似事業が国・県等で行われている場合は、これらに転換するものとし、重複は原則として認めないものとします。

- ②団体補助金は、自立・自走を促すとともに、対象団体の運営状況、補助金以外の収入の可能性など、あらゆる面から見直しを行います。事業補助金についても同様の見直しを行います。

(2) 徹底した行財政改革

徹底した行財政改革により歳出の削減を図ります。

- ①施設管理、発注業務等の契約については、原則として包括化、複数年度化、広域化を推進し、委託料の節約を図ります。
- ②公共施設については、登米市公共施設等総合管理計画個別計画の下で圧縮を図るとともに、複合化・多機能化を図り、原則として単機能の施設の整備は行わないものとします。
- ③施設整備に当たっては、総工費だけでなく、その後に見込まれる毎年の地方債の償還額、維持費用、修繕費を明らかにした上で検討を行うことをルール化（費用総額の見える化）します。
- ④これまで行政が担ってきた公共サービスの提供や施設運営を民間事業者が担うことにより、サービスの向上や経費の節減につながる場合には、民間への移譲、指定管理への移行など民間活力の導入や公民連携を積極的に推進します。
- ⑤道路、橋りょうなどの公共インフラの維持管理費の増大が見込まれることから、限られた財源を維持管理、予防保全、長寿命化に重点的に配分するとともに、新設整備はその必要性を十分に検討します。
- ⑥ICT技術の活用による行政のスマート化を強力に推進するほか、近隣自治体との連携の下で、自治体クラウド、サーバーなどの共有化、共同調達を推進します。消防などの分野における広域的な連携体制の構築を検討します。
- ⑦パソコン、教育コンピュータの超低コストの調達手法の導入、ビジネスアプリケーションの調達・維持コストの削減、公用車の原則軽自動車化、組織のスリム化等により行政経費の徹底的な削減を図ります。

(3) 歳入の確保

税収、税外収入を問わず、あらゆる可能性を模索し、歳入の確保を図ります。

- ①ふるさと納税については、平成 30 年度水準からの倍増以上を目標として推進します。
- また、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングなど新たな手法の導入を検討します。
- ②市が保有する各種の基金の一括運用による運用益の増加を図ります。
- ③今後の利用見込みのない遊休資産となっている土地や、有価証券等の資産については売却を検討します。

- ④公共施設の活用などによる“稼ぐ自治体”を目指し、ネーミングライツの導入、自動販売機の設置へのオークション方式の導入、庁舎等への有料広告の導入などを検討します。
- ⑤市保有財産を貸与する場合は、原則として有償とするほか、可能な限り所有権を移転します(既に長期、無償貸与となっているものは、契約の見直しの交渉を行います)。
- ⑥行政サービス、公共施設の維持は使用料・手数料により賄われることを原則とし、料金水準の適正化を図るとともに改定サイクルのルール化を図ります。また、減免については、その適用が過大なものとならないように抜本的に見直します。指定管理者制度においては、公募による選定を拡大することに加え、施設の設置目的によって収益事業からの納付金の仕組みを導入します。

(4) 市独自の財政規律の導入

財政危機を未然に防止する観点から、国の早期健全化基準、財政再生基準に加え、以下に掲げる市独自の財政規律を導入し、5年後の目標値達成に向けた健全な財政運営を推進します。

なお、②の下限及び④の上限の基準を超えることが見込まれる場合には、緊急的な財政アピールを発出し、市民をはじめ関係者間で状況の共有を図るとともに、追加的な対策を講じるものとします。

①財政規模の上限設定

財政規模は、標準財政規模3カ年(H28~H30)平均の1.5倍程度を上限とし、これを目指した財政運営に努めます。

※標準財政規模3カ年平均277億円の1.5倍程度に相当する419億円程度を上限に設定します。

②財政調整基金年度末残高の下限設定

財政調整基金の年度末残高は、標準財政規模3カ年(H28~H30)平均の10%を下限とし、これを下回らないよう財政運営に努めます。

※標準財政規模3カ年平均277億円の約10%に相当する25億円程度を下限に設定します。

③地方債発行額の上限設定

一般会計の地方債発行額は、原則として、市税収入3カ年平均(H28~H30)の半分に相当する額を上限とし、これを目指した財政運営に努めます。

さらに、公債費償還額を下回るようプライマリーバランスを重視した財政運営に取り組みます。

※市税収入3カ年平均78億円の半分に相当する40億円程度(臨時財政対策債は除く)を上限に設定します。

※現状は上記水準を超過していることから、真に必要なものを除き、新規の公共施設整備を極力抑制するものとします。

④将来負担比率の上限設定

将来負担比率は、財政シミュレーションでは一時的に100%を超えるものの、100%を上限としながら、5年後はこれを超過しないよう財政運営に努めます。

※市町村の早期健全化基準である（政令市を除く）350%に対して、本市の平成30年度将来負担比率は95.7%であり、現時点では基準超過はしておりませんが、平成29年度より18.0ポイント上昇し、県内でも突出して高い水準にあることから今後も推移を注視することが必要です。

⑤繰出金の上限設定

各公営企業への繰出金は、繰出基準内を上限とします。

また、繰出金の総額は、市税収入3カ年平均（H28～H30）の半分に相当する額（40億円程度）を上限とし、これを目指した財政運営に努めます。

※病院事業及び老人保健施設事業への繰出金は、「登米市病院事業中長期計画」で示す「一般会計負担の考え方」を基本とするが、繰出額が高水準となっており財政運営に与える影響が大きいことから、公営企業の健全化を一層推進し繰出金の縮減を図ります。

※下水道事業及び上水道事業への繰出金は、関係部署と協議のうえ上限を設定します。

5 進捗状況の検証体制等

（1）効果額の活用等

行動計画の実行により捻出された財源については、今後、大幅な増加が見込まれる起債の償還などに充てざるを得ない状況ですが、所得の向上や市の収入増につながる分野、人づくりの分野といった“未来への投資”に必要な財源としても確保し、充当していくものとします。

※行動計画期間中の効果額の算定は、予算編成過程において精査します。

（2）進捗状況の検証等

行動計画期間中、登米市行財政改革推進本部等において検証や進行管理を行う仕組みを構築し、市の広報やホームページ等で公表するものとします。

また、登米市行財政改革推進委員会等の場を通じ、市民、有識者等から広く意見を聴取し、積極的に活用していくものとします。

（3）計画の見直し等

行動計画期間中、当初計画に登載されていない取組であっても、財政健全化に資する場合には、積極的に採用し、効果額の上積みを図るものとします。

また、計画策定時と状況の変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直し等を行うものとします。

6 その他の取組等

- ・財政健全化のためのアイデア募集の呼びかけなど、係単位や職員一人一人と共有する仕組みを導入します。
- ・地方債の償還期限の延長、据置期間の短縮について検討します。